

家族による子どもの養育と近年の児童福祉政策の 動向とのあいだの関連についての一考察

元 木 久 男

A Consideration on Some Relationship between Child Rearing in Families and The Recent Trend in Child Welfare Policies

Hisao MOTOKI

はじめに

おおよそ1世紀前にエレン・ケイが「児童の世紀」と呼んだ20世紀も終わりに近づいたいま、皮肉なことに子どもをめぐる問題が深刻に受けとめられ、子どもの養育問題が大きな社会的関心事となっている。わが国でも、いじめや不登校、少年犯罪などの問題は毎日の新聞紙面やテレビのニュース報道をにぎわすほどである。家庭に目を転じて、子どもの虐待や子育て不安にみまわれる母親の問題、子どもによる家庭内暴力の悲劇、さらには夫婦のあり方が揺れ動くなかでのひとり親家庭の微増といった現象が目につく。一体子どものおかれている状況はどうなっているのか疑いたくもなる。そうした子どもをめぐる問題状況に注意が喚起される一方で、いま子育て支援の大合唱が聞こえてきている。少子化への対応が改めて国の重要な政策課題として取り上げられるようになり、1994年には文部・厚生・労働・建設の4省合同で「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が打ち出され、同年、厚生省も「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」を策定した。また、同年には、わが国も、第44回国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」に漸く批准し、それ以降、子どもに関する施策を同条約にてらして点検する作業が活発におこなわれるようになってきている。さらに、1997年には制定後50年近くを経過し制度疲労を起こしているとして児童福祉法の一部改正がおこなわれ、その改正のなかで、それが改善になるのか改悪につながるのか現在のところ不透明な部分が多いが、戦後最大級の保育制度改革が図られもした。さらに、現代社会は実は子どもが非常に大切にされる社会なのだとの見解さえも見受けられる。

このように、子どもの福祉、ウェルビーイング well being の実現の点から見渡すと、いま子どもがおかれている状況は複雑である。つまり、よい方向に向かっているのか悪化の一途を辿っているのか、どうも曖昧なのである。本稿では、家族による子どもの養育をめぐる問題への社会的対応の内容を吟味することによって、いま子どもの福祉対策が大きな転機を迎えようとしている点を指摘し、そして、そうした動きが子どもの福祉、ウェルビーイングの実現にとって望ましい方向に向かう可能性を模索していく。

(1) 現代の家庭養育をめぐる児童問題と子育て支援施策の展開

子どもにとって家庭は保護・養育を受ける場であり、最も安心できる場であるとされる。子どもは、なによりもまず家族のなかでその生活が守られ、発達が保障される。ところが、そうであるはずの家庭生活が逆に子どもの福祉、ウェルビーイングの実現にとって厄介な荷物となってしまうこともある。現在、児童問題に対応するにあたって、核家族化や家族規模の縮小といった家族の変容、家族を取り巻く社会情勢の変化のなかで、家族のもつ子どもの養育機能の低下もしくは脆弱化が進み、子どもの養育をめぐる様々な問題が発生していることが指摘されている。さらに、それらの問題は子どもの福祉、ウェルビーイングの実現にとっても見過ごすことのできない重大な問題であるともいわれる。

たとえば、児童家庭福祉懇談会の提言『あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして』は、『現代の家族は、子供たちに必要な「養育・教育機能」が弱体または変質してきている。そして家族の中には、外見上は父親、母親、子供などが同居しているが、家庭としての機能を失っている「潜在的な家庭崩壊」の状態がみられるものがあり、成長の途上にある子供たちに深刻な影響を及ぼしている』とし、「家庭機能の脆弱化や崩壊等、種々の家族病理現象が子供たちをおそい、その成長発達をゆがめつつあるいまこそ、早急に家庭機能である①基本的な欲求充足、②しつけ、教育、③自己実現への支援、④情緒的交流・心の絆、⑤文化の伝承などを充実させるためのさまざまな支援体制のプログラムを用意しなければならない」との提言をおこなっている¹⁾。また、東京都児童福祉審議会の意見具申「みんなで担う子供家庭支援の地域づくりを」は、「近年の共働き家庭の増加や都市化の進行に伴う親族関係・近隣関係の希薄化、あるいは、価値観の多様化などによって、社会状況は大きく変貌し、家庭や地域における子供の養育機能が低下している……その結果、子育てと仕事との両立のための支援や、育児の孤立化の進行により子育て不安を感じる親への支援が強く求められるようになってきている。また、複雑な事情を抱えた家庭に対する支援やいじめによる自殺や暴力事件など、深刻化する子供と家庭に関わる問題への対応が必要となってきている」と家族や地域の子供の養育機能の低下が深刻な児童問題を生み出していることを指摘している²⁾。さらに、「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」報告書のなかでは、『高度経済成長がもたらした様々な社会的変化を受けて、核家族世帯が主流になるとともに、地域社会における地縁的つながりが希薄化し、個人生活の自由度が増すことと裏腹に、これまで家庭や地域社会が担っていた育児機能が低下するようになった……家事・育児に専念する専業主婦の場合でも、従来のような家族や地域社会からの援助を期待できない中で「孤独な」子育てを強いられるようになってきた』と、家族や地域社会で孤立する育児の問題性が指摘されている³⁾。そして、中央児童福祉審議会基本問題部会の中間報告「少子化社会にふさわしい保育システムについて」でも、子育てをめぐる状況の変化について述べるなかで、「核家族化の進行の結果、世代を通して子育てを学ぶ機会が少なくなっていることや地域社会における近隣とのつながりが希薄化していることから、地域社会の子育て機能が低下している。一方、こうした中で、育児情報の氾濫により子育てに対する不安が増大したり、子育てを母親がひとり抱えることで孤立化するといった問題も見られ、共働き家庭やひとり親就労家庭などのみならず、専業主婦家庭も含め幅広く子育て家庭に対する支援が必要になっている」と、やはり家族や地域社会の変容による子どもの養育機能の低下が子育ての社会的支援の必要性を発生させている

ことを指摘している⁽⁴⁾。

以上のように、家族、さらに地域社会の変容・変貌が子どもの養育機能を低下させ、子どものおかれている状況がそのウェルビーイングを実現するうえで深刻なものとなってきているとの認識が各種の公的な提言や報告のなかからも窺われる。こうした趨勢を実態面からみても、たとえば児童相談所で受け付けた相談のなかで、表1にみられるように、近年「その他の相談」の件数の急増が目立ち、「子育て環境の不安定さ等から生じる諸々の相談が児童相談所によせられている」ことが窺われよう⁽⁵⁾。「養護相談」の件数はとくに目立って増えているわけではないが、「相談内容の複雑化と要養護児童のおかれた状況の厳しさが、相談窓口からうかがえる」という⁽⁶⁾。

表1 児童相談所における相談内容別受付件数及び構成割合の年次推移

	総 数	養護相談	非行相談	心身障害者相談	育成相談	保健相談その他の相談
		実 数				
平成3年度 ('91)	275,135	24,951	19,275	152,936	60,725	17,248
4 ('92)	276,416	25,846	17,602	151,046	61,675	20,247
5 ('93)	280,728	26,325	16,568	153,547	62,561	21,727
6 ('94)	291,248	28,443	15,221	157,751	66,207	23,626
		構 成 割 合 (%)				
平成3年度 ('91)	100.0	9.1	7.0	55.6	22.1	6.3
4 ('92)	100.0	9.4	6.4	54.6	22.3	7.3
5 ('93)	100.0	9.4	5.9	54.7	22.3	7.7
6 ('94)	100.0	9.8	5.2	54.2	22.7	8.1

資料：「社会福祉行政業務報告」

出所：「国民福祉の動向」厚生統計協会 1995年

なお、児童相談所では、平成2年度から「養護相談」のなかの児童虐待の件数の把握を始めているが、年々増加の傾向を示し、1995年度で2700件余りあり、さらに「児童相談所の関与した事例は全体の4割」と推定されることから、「児童相談所以外が対応したものや、そもそも表面に表れなかった事例が相当ある」と考えられることも見逃せない⁽⁷⁾。平成9年版「厚生白書」では、こうした児童虐待増加が「都市化や核家族化が進行する中で親の育児不安が増大したことや、未成熟な親の増加、過大な育児負担」などを背景にして生じているとの見解が示されている。

また、養護施設入所児童の動向をみても、表2にみられるように、両親の行方不明、両親の別離、親の放任・怠惰・性格異常など、「保護者があっても適切な監護が受けられない児童の入所が増加」する傾向にある⁽⁸⁾。また、それほど目立った数値ではないが、親などから「虐待・酷使」されている児童がこれだけ入所している事実は、改めていまの子どもの家庭養育の現実をわれわれに考えさせるものであろう。いずれにせよ、以上のような養護問題の発生理由ゆえに、養護施設に入所している児童には「多様な問題を抱えさせられ……複雑な人間関係を背景に、胎生期ならびに乳幼児期より、特に情緒面の発達を阻害されながら成長してきている児童が多く……養護施設の児童の28.9%に学業不振（不登校も含む）や夜尿・失禁，社会的不適応行動が，9.4%に無断外出，乱暴，万引等の問題行動がみられる」ことになり、それは「日本の子どもおよび家族の病的状況の先端

現象として捉えても誤りではない⁽¹⁰⁾との結論が導き出されても不思議ではないといえよう。

母子家庭などのひとり親家庭での子どもの養育も「子育てに関する直接の担い手がひとりであること、一般世帯に比較して所得が父子世帯、母子世帯ともに低いことなど」⁽¹¹⁾のため、多くの困難を抱えていることが予想される。厚生省が5年ごとにおこなっている母子世帯についての調査では、全世帯に占める母子世帯の割合に大きな変動はないが、表3にみられるように、離別によって母子世帯となるケースが増加する傾向にある。このことは、父親が生存していてもその父親による養育を十分に受けられない子どもが増えていることを窺わせるが、母子家庭の抱える問題の根本が「貧困であり、生活基盤が不安定である」⁽¹²⁾ことならば、とくに父親による経済的扶養が可能にもかかわらず現実にはおこなわれていないところに問題の一端があるといえよう。

厚生省の調査でも、母が働いている場合が母子世帯全体の87.0%を占めるが、そのうち常用雇用者となっている者はおおよそ半分の53.2%に過ぎず、その結果、年間収入は一般世帯の648万円（平均世帯員3.13人）

の3割強の215万円（平均世帯員3.03人）というかなりの低額となっている⁽¹³⁾。ところが、離婚後の養育費の分担義務が明文化されていないことや、養育費の取決めが義務づけられていないこと、さらに、養育費の取決めがあっても、その支払を履行させるための利用できる手段がほとんどないなどのため、「子どもを監護していない親（非監護親）の養育費支払い状況は極めて低調であり、大多数の非監護親が扶養義務を果たしていないのが現状」⁽¹⁴⁾のようである。

最後に一般家庭に目を向けると、とくに若い母親を中心に子育て不安が拡がりをみせているといわれる。『ミルクの与え方に自信がもてない、身長や体重が「標準」に達しない、おむつがとれな

表2 養護施設における養護問題発生理由別入所児童の構成割合

(単位%)

	62年('87)度 調査結果	平4年('92)度 調査結果
総数	100.0	100.0
両親の死亡	7.5	4.7
両親の行方不明	26.3	18.5
両親の離別	20.1	13.0
棄児	1.3	1.0
父(母)の長期拘禁	4.7	4.1
父(母)の長期入院	11.5	11.3
虐待・酷使	2.9	3.5
放任・怠だ・父(母)の性格異常	11.5	9.7
その他	14.3	34.2

資料：「養護児童等実態調査」

出所：「国民福祉の動向」厚生統計協会 1995年

表3 母子世帯になった原因別割合の年次推移

(単位%)

	昭和58年 ('83)	昭和63年 ('88)	平成5年 ('93)
総数	100.0	100.0	100.0
死別	36.1	29.7	24.6
病死	28.1	23.2	—
その他の死別	8.0	6.5	—
離別	63.9	70.3	73.2
離婚	49.1	62.3	64.3
遺棄生死不明	5.7	2.5	—
未婚の母	5.3	3.6	4.7
その他	3.8	1.9	4.2

資料：厚生省「全国母子世帯実態調査」

出所：「国民福祉の動向」厚生統計協会 1995年

いなど、具体的な育て方に不安が募る、あるいはちょっとしたことが引き金になり、子どもをたたいたり、ことばで傷つけたり、無視したりする「いらだち行動」をしてしまい、自分を責め悩み、どうしたらやめられるのか、自分は親の資格がないのではないかと不安にかられる、という子育て不安が今広がって』⁽¹⁵⁾ いるという。乳幼児検診に来た母親を対象におこなった子育て不安についてのある調査では、育児に対して不安をもたない母親は全体の33.8%しかおらず、育児に対して具体的な悩みをもたない母親は21.4%に過ぎなかったという結果もえている。逆に「育児中に激しい苛立ちを自覚する」母親が77.4%、「子どもを持たないほうがよかったと思うことさえある」母親が32.8%にのぼったという⁽¹⁶⁾。また、厚生省児童家庭局の「平成3年児童環境調査」でも⁽¹⁷⁾、「子育てに関する不安や悩み」の「ある」と回答した者が48.5%おり、その内容は、「子どもの勉強や進学」(32.7%)が最も多かったが、「子どもの性格や癖に関すること」(20.6%)、「子どもの健康に関すること」(19.7%)に不安や悩みをもつ場合も多く、さらに「子どもの育て方に自信がもてない」(6.8%)や「子どもが保育園や幼稚園、学校から帰ってからのしつけに関すること」(6.2%)に、そう多くはないが不安を感じたり悩んでいる者がいることも見逃せない。こうした子育て不安がいまになって増えてきたかどうかはさて置くとしても、子育てに不安を感じる親、とくに母親が意外と多いといえるであろう。

以上に見てきたとおり、いま、家族の変容および社会情勢の変化によって、家庭のなかでおこなわれる子どもの養育が多くの困難を抱えるようになってきたとされる。そして、いま進められている子育て支援施策の強化は、こうした家族による子どもの養育機能の低下への問題視に基づいたものである。さきにみた公的な提言や報告からも窺われるように、現在の子育て支援施策は基本的には家庭や地域社会における子育て上の困難に対応しようとするものである。だが、この家庭や地域社会における子育て上の困難は、いまになって発生し、また悪化の一途を辿るようになったものなのであろうか。すなわち、ほんとうに、かつて子どもは家庭のなかで順調に育てられていたのであらうか。ほんとうに、いま家族の養育機能がかつての家族に比較して低下・弱体化したために、現在、子どもの家庭養育が大きな危機にみまわれようとしているのだといえるのであろうか。むしろ、もともと家族に子どもを養育する十全な能力など備わっていないのではないだろうか。そして、いま、家族のそうした姿が改めて社会的に可視的となってきたに過ぎないのではないだろうか。もしそうであるならば、なにゆえ、子育て支援施策の強化にあたって、ことさら家族の子どもの養育機能の低下が強調される、いやむしろ強調されなければならないのであろうか。この点にこそ、現在の公的な子育て支援施策の展開の性格と今後の方向を究明する鍵が隠されているのである。そこで、まず、かつて子どもは、ほんとうに家庭のなかで順調に育てられていたのかについてみていくことにしよう。

(2) 不完全な子どもの養育機関としての家族

現在、家族が子育ての重要な拠点である点については異論を差し挟む余地はあるまい。出産・育児を離れては家族はその実質的意義の大半を失うといってもよいだろう。たとえば、山根常男は家族に固有の機能として育児の機能をとり上げ、「我われは家族という制度を放棄することはできない。なぜならば、家族は育児という他の制度によって代替できない機能をもつ機関だから」だと述べている⁽¹⁸⁾。尤も、アリエス Ariés,P.を筆頭とした家族の社会史研究の成果によれば、『近代化と

ともに、子どもへの関心が増大し、その関心を中心にひとつの諸関係のまとまりとして「家族」が形成され……子どもへの関心が家族という関係を他の諸関係から析出された⁽¹⁹⁾』ということになる。そうすると家族が子どもの養育機関として登場し、制度化されたのは近代以降だということになる。だが、そうした主張は子どもへの関心の高まりが夫婦を中心にした諸関係のまとまりをつくり上げ、子どもの養育を家族の重大課題のひとつだとするイデオロギーを發達させてきたことを指摘しているのであって、近代家族が成立する以前においては子どもの養育が家族とは異なる社会集団のなかでおこなわれていたとっているわけではない。近代以前においても、少なくとも親子関係を中心としたひとまとまりの諸関係が子どもの養育に関与してきたであろうことは疑う余地がないであろう。こうした諸関係を仮に子どもの私的養育機関と呼ぼう。ところが、この私的養育機関は子どもを養育する機能を遂行する点で甚だ曖昧であり、また多様性に富んでいる。

例えば、中世のイギリスには、多くの子どもは、まだ幼い7歳頃になると他家に里子に出される風習があった。そして、中産・下層階級の場合、「里子は、子どもの労働力を必要とするライフ・サイクルにさしかかっている家に引きとられ……厳しい労働収奪に耐えなくては」ならず、「余剰人口をかかえるライフ・サイクルにさしかかっていた家庭では、子どもを里子に出すことによって家族数の調整と養育負担の軽減ができ」るものであったという⁽²⁰⁾。もしそうであるならば、こうした風習に従う家族は、現代的感覚からすれば子育てに関して甚だ無責任であったということになる。また、産業革命期のイギリスの綿工業都市の世帯構造を分析したアンダーソン Anderson, M. は、世帯構成員のなかに「親のいない」子どもがかなり含まれている点に注目している。こうした「親のいない」子どもを、「農村でも都市でもイングランドのほとんど全ての地域で、かなりの世帯が抱えていた」ようである。それらの「親のいない」子どもとは、親の不確かな孫（その何人かは自分の娘の生んだ私生児）であり、また孤児や片親をなくした子ども、母親が再婚した子ども、そして「両親が生きていてその町や村に住んでいるにもかかわらず、家が狭いために叔母、叔父、祖父母と同居したり、あるいは年老いた祖父母の家や店を手伝うために同居する」者たちであろうという。さらに、これらの子どもたちはすでに収入を得て自活し家計へのなにかの貢献をしており、児童労働があたりまえ」とされ、「幼いうちから仕事に出された者の多くは、実際には親族によって養われていた」であろうと推定される⁽²¹⁾。このように、子どもが7歳を超える頃には両親がその養育を放棄し、それに代わって親族が子どもの労働力を見返りにその養育を引き受けるというようなケースもみられるのである。家族のなかで、両親の手によって子どもが養育を受ける保障が不確実である、もしくは曖昧であることのひとつの証左あるといえよう。

わが国でも、家族のなかで両親の手によって子どもが十全に養育されてきたとはいえない。たしかに、たとえば近世の子育てについて、日本に滞在していた外国人の残した日本人の子育ての観察記録を根拠に、わが国では子どもが大切にされてきた歴史があり、それが現在の子どもを厳しく躾けることなく甘やかす風習につながるの指摘もみられるが、実際には、「武士ないし地主、中農以上の階層では、外国人たちの観察したように西欧とは異なって大事に子どもが育てられたが、小作などの貧農層や町民の下層では、必ずしもそうでない……親が子育てにかかわりあうという状態とおよそかけ離れていた生活状態での子育て」であった⁽²²⁾と推測される。とくに貧困層で両親が生活に追われて子どもの養育に手をかけることができなかつたであろうことは、徳岡秀雄のおこなった戦前および戦後間もない頃の庶民家族のしつけについての考察からも窺い知れる。それによれば、

しつけの担当者は祖父母である場合が多く、「孫の世話が老人の役目として制度化されてさえた」ケースも報告されている。また、兄や姉が幼児の面倒をみる場合も多いという。そしてこうした事実は、若い両親は農業労働に精一杯で子どもの養育まで人手が割けない事情に由来しているという⁽²³⁾。さらに、徳岡は身近に面倒をみる者のいない子どもはほとんど放任状態であり、「多少手伝いのできるようになる7歳頃までの子どもは、意図的イデオロギーとしてではなく、結果として放任されていた」とし、外国人滞在者の観察した「7歳頃までのしつけ規制のゆるやかさは、生産活動を最優先せざるをえない生活構造ゆえに、足手まといになる幼児を、労働の邪魔にならないよう隔離・排除したからだ」、「また、この多忙な生活構造というまったく同じ理由ゆえに、ある程度役立つようになる7歳頃からは、子どもを積極的に労働に参加させて厳しくしつけた」との興味深い指摘をおこなっている⁽²⁴⁾。つまり外国人の目に「日本人が子どもを大切に育てている」ように見えたのは、実際は、少なくともその一部は逆に子どもを十分にしつける、したがって養育する余裕がなかった事実が反映されたものであったわけである。

さらに、子どもが7歳頃から労働に参加するようになる点も、子どもの養育とのかかわりで興味深い。近世から近代にかけてまで、とくに学校教育が本格化するようになるまでは、だいたいこの年齢頃から子どもが労働に参加するようになっていたようである。産業革命以前のイギリスでは、子どもは「いくつかのことばを覚え、対話ができるようになり、歯が生えそろって大人と同じ食物を噛みくわくことができるようになってしばらくすると」他家へ奉公のため里子に出されていた⁽²⁵⁾。また、農村でも、「子どもは農村経済に必須の労働力であり、歩けるようになるとすぐに畑で害鳥を追い、草取りをするなどして父親と働いて」いた⁽²⁶⁾。さらに、わが国でも、明治になって学制が布かれ学校教育が始まっても就学率がなかなか伸びなかったが、それは当時、学齢に達した頃の子どもが既に貴重な労働力となっていたためだとされる。いずれにせよ、子どもは大人の手伝いが少しでもできるようになると養育の対象から外され、労働への参加が求められ、自立することが期待されるようになるわけである。そうした子どもの扱いに子どもに対するしつけや教育、なによりも生活技術を身をもって教え込むという積極的意義を見い出せないこともないが、現代的感覚からすれば、あまりにも早い子どもの労働力化である。少なくとも現代を基準におけば、7歳前後で子どもが労働力として期待されてしまうような社会では、子どもが十全に養育されていたとはいえない。かといって、こうした子どもたちが現代の子どもに比べて不幸せであったかという点も必ずしもそうだともいいきれない。だが、ここで注目したいのは、両親を中心とした家族のなかで子どもはただ養育を受けるだけでなく労働の担い手としても期待されていた点である。すなわち、子どもが幼いうちから労働力として期待されるということは、家族のなかで子どもを養育・保護することと子どもを労働力として活用することとが未分化な状態にあったのである。このことは、家族は子どもに対して専らその養育だけをおこなってきたわけではなく、同時に子どもに対して生産への貢献を求めるものでもあったことを意味し、そうした点で少なくともかつての家族は子どもの養育機関としては不完全であったことができる。子どもとはいえ彼らにも生産への貢献が求められたのは、勿論、家族はそうしなければ生活を成り立たすことができなかつたからであり、子どもに対してその養育ばかりに専念することが家族に許されていなかつたからである

このように家族にとって子どもは養育の対象であるだけでなく、その労働力が家族生活を維持するための資源として位置づけられもする存在であったわけであるが、こうした家族のもつ子どもに

対する基本的性格が子どもの生活権・発達権を保障する養育機関としての家族の地位を不安定なものにする。たとえば、さきに述べたように、わが国で明治になって学校教育が本格的に開始されてもしばらくは就学率が低迷していたが、その原因のひとつは学齢に達した子どもが家族のなかで貴重な労働力となっており、子どもの就学はそうした労働力を奪われることを意味していたからだと言われる⁽²⁷⁾。もし、当時既に学校教育を受けさせることが子どもの養育内容を構成する一要素になっていたとするならば（少なくとも明治政府はそう考えていたであろう）、家族のなかで労働力としても位置づけられているために子どもが就学できない事態が発生していたことは、上に指摘した子どもに対する家族の基本的性格ゆえに家族が子どもの養育機関として不完全だということを物語っているといえよう。就学率の低迷はとくに女子について顕著であったが、それは学齢に達した頃の女子はとくに「日銭を稼ぐという意味では、最も重要な存在であった。主に、他家への奉公、それも子守奉公が多かった」ため⁽²⁸⁾であろう。そうした事情は、当時、「子守学校」という保育施設でもある特殊な形態の学校を創設する動きがみられたことから窺われる。子守学校は「義務教育を受けなければならない年齢でありながら、弟妹その他の子守をしているために就学できない貧民の子女を対象として設けられた学校」であり、「子守に対する教育と同時に乳幼児の保育も」おこなわれた学校である⁽²⁹⁾が、明治10年に第3学区の学事を巡視した文部大書記官の九鬼隆一は、こうした稚児を背負った子女が安心して学べるような特別な便宜を備えた学校の必要性を説いている⁽³⁰⁾。明治期における学校教育制度の整備は、近代国家の建設を急ぐ明治政府の政策的意図の下に進められたものであって、必ずしも当時子どもたちにとって望ましい状況として現れたかは疑わしいとはいえ、家族の生活を維持するために子どもが満足に就学もできないといったような事態が生じていた事実を前にして、子どもにとって家族はたんに養育機関としての意味をもつだけでなく、養育を受ける子どもの視点からみれば、ときに厄介な荷物となる場合もあるといわざるをえない。

さらに、産業革命以降、機械制大工業が進展するなかで児童労働力の価値が高まるにつれて、とくに貧窮労働者階級のあいだでは、工場で働く子どもが家族の重要な稼ぎ手となっていくが、かかる事態に至っては、家族は子どもにとって搾取の主体としての様相を呈するようになったとさえもいえる。周知のように、産業革命後の工業化の進展は児童の犠牲のうでで成し遂げられたものであるとさえいわれる。それは、古川孝順によって指摘されているように、機械化によって労働がほとんど熟練を必要としなくなったためだけでなく、「切れた糸をつないだり、機械の掃除をおこなうにあたって、児童のしなやかな手と小さな身体がむしろ不可欠」だからであり、「児童は、新しい機械制工場にとって、必要にして十分な労働力となった」ため⁽³¹⁾である。19世紀のイギリスでは、とくに動力に蒸気機関が導入され、工場が都市に建設されるようになると、それまで主流であった受給児童に代わって、「徒弟契約の拘束を受けない自由な児童の雇用が可能」となり、「貧窮家庭の自由な児童たちがその家族を養うために賃金労働者として工場で働くという事態が急速に一般化」していく⁽³²⁾ことになる。わが国でも、たとえば1919年の農商務調査による14歳未満の労働児童数は約22万人の達し、そのうち職工が5万3千人にのぼっており⁽³³⁾、児童の賃労働者化がかなり進んでいることが窺われる。工業化の初期に多くの児童がその発展の犠牲となっていたことはいうまでもないが、その裏で家族生活を維持するための犠牲になっていたことも明らかである。このように家族は子どもの生活の保障・発達の保障に対してむしろ妨害的に作用する場合すらあったのである。勿論、そうであるからといって、その責任が家族だけに帰せられるものでないことはいうまでもな

い。むしろ、家族は子どもの生活の保障・発達の保障に対して妨害的に作用せざるをえなかったというべきであろう。だが、ここで注目したいのは、家族は、子どもの生活の保障・発達の保障に対して場合によっては妨害的にも作用することもあるのだという点で、子どもの養育機関として不完全だということなのである。

さて、家族による子どもの養育の最も積極的な放棄は間引き・嬰兒殺しや子捨てである。木村尚三郎は、14世紀の英国で乳児が協会で洗礼を受けるときの神父の述べた、『……またこの子が、「離れて！」と云えるようになるまでは父親や母親の傍らに寝かせないように……』との言葉を引用して、当時ベット上の事故死に見せかけた嬰兒殺しが多かったのではないかと推定している⁽³⁴⁾。彼によれば、当時の人びとは家族全員が同一の大きなベットの上で寝起きしており、そのため赤ん坊と一緒に寝かすと圧死させる危険が高かったらしい。上述の神父の言葉は、こうした乳児の圧死事故に注意を喚起したものだが、それだけでなく、親が意図的に乳児を圧殺することを防ぐために別のベビーベッドに赤ん坊を寝かせるように勧告したのではないかと、そしてその背後に嬰兒殺しの頻発を推定するわけである。わが国でも、とくに江戸時代の農村で間引きの慣行が一般化していたことが知られているが⁽³⁵⁾、こうした間引きや嬰兒殺しは子どもの養育の放棄以上の意味をもつ。すなわち、間引きや嬰兒殺しの慣行は避妊や墮胎の慣行の延長線上に位置づけられ、産児制限の機能を果たすものといえるのである。間引きは、避妊や墮胎と並行して産児を制限するためにおこなわれていたのである。たとえば、新村拓によれば、「中世末から近世の墮胎・間引きに関連した文書には、子どもの数を一定の範囲内にとどめるために行なうといった文言がみられる」という⁽³⁶⁾。もしそうであるならば、間引きや嬰兒殺しは、それをおこなう親からみれば、新しく生まれてきた子どもの養育の放棄ではなく、自分たちが養育機関として現に生まれてきたその子どもを受け入れること自体を拒否することである。家族は、場合によっては、子どもの養育機関であることを拒否することさえあるのである。

間引きや嬰兒殺しほど徹底したものではないが、子捨ても同様の性格をもつものといえよう。木村は子捨てに関しても、ペロー童話の「親指小僧」がまさに子捨ての話であり、その背景に地方ではよく子どもが森に捨てられていた事実があったのだと指摘している⁽³⁷⁾。さらに17、8世紀になると、フランスの都市で、孤児や捨て子などのための施設であるホスピスに設けられる子捨てのための回転箱が発達するようになってもいる⁽³⁸⁾。こうした子捨てに関して、木村は興味深い指摘をおこなっている。ヨーロッパの近世は、「子どもがはじめて子どもとして認識され、子どもを中心とした家族の平和と幸福が切実までに求められ」と同時に、「捨て子が盛行し、子の虐待による不具者の続出が目に見えらるほどであった」時期であったが、それは「男女ともに愛に生き、その一方で計算する」からだという。つまり、「子どもを中心とした幸せな家庭生活を夢見る一方で、そのためには余り子どもはいらない、と計算する」⁽³⁹⁾のだというわけである。子どもの養育にあたって親はソロバンを弾くというのである。そして、その結果子どもは捨てられることもあるのだということになる。このような主張が妥当なものであるかはさて置くとしても、家族による子育てが、子どもの権利保障の方向からではなく、家族とりわけ親の恣意によってその内実が決定される場合もあるのだということが含意され、したがって家族のなかでの子育てが、子育てする側の恣意に委ねられるものであるという点で、家族が子育て機関として不完全なものではないかとの疑問を投げかける。吉田久一も、「江戸時代は都市・農村を問わず捨て子が氾濫」しており、それは「捨て子の禁制触書が

しばしば公布されている」ことから窺われ、こうした捨子の氾濫の背景には「親権が絶大で、子の人権が弱い近世封建社会では、捨子は墮胎間引、あるいは身売りと、生活意識の面で深い関連」があり、「また捨子は拾われることを予期しており……高持百姓・網元・大店に捨子を収容する余地があったから」であり、そこには、「親の扶養に対し、子の扶養義務が弱い江戸時代の思想や生活意識がうかがわれる」ことを指摘している⁽⁴⁰⁾。かかる指摘からも、子捨てが墮胎や間引きと同根のものであること、そしてそれらが子育てが産み育てる側の恣意に委ねられていたことを背景にして発生したものであったことが含意される。家族は「捨ってくれる者があれば」、自分の子どもを捨ててしまう場合もあるわけである。しばしば出された捨子禁止の触れもあまり効果がなく、子捨てはやまなかつたようであるが、家族による子育て義務の制度化を十分に補強することができなかつたということであろう。その背景には、家族の側が生活に苦しいなどの理由で子捨てを断念できなかつた事情があつたのであろう。吉田も、捨子の原因は「貧困が基本であるが、また奸通出生、あるいは非人身分の脱出も一因」だと指摘している⁽⁴¹⁾が、要するに子どもを育てる能力がないために子捨てがおこなわれていたのである。なお、吉田は墮胎や間引きに関しても、江戸時代後期の人口の停滞や減少傾向の理由が「飢饉・災害・疾病その他もあるが、基本的には租税の重圧等に天災が加重され、扶養能力がなく、墮胎間引をやむなくされた」からだと指摘をおこなっている⁽⁴²⁾。子捨てと墮胎・間引きが同根のものであるならば、扶養能力がない、すなわち子育て義務を履行していく資源が十分に担保されていない点に、たびたびの子捨てや墮胎・間引き禁止の触れが効果を発揮しえなかつた原因を求めることができよう。

こうした極端な子どもの養育の放棄に加えて、とくに貧困階層の家族のなかでは、子どもは親から十分な面倒をみてもらうことができず、いわば放つたらかしにされてもいた。さきに触れた子守学校創設の動きの背景には、子どもが家族によって労働力として期待されているが故に就学できないという事情とともに、そうした子どもの親が学齢に達していない幼い弟妹の面倒をみるのができないといった事情もあつたのである。通説ではわが国最初の保育施設であるとされる赤沢鍾美・ナカ夫妻が明治23年に始めた子守学校では興味深いエピソードがある。赤沢鍾美は貧困家庭の子女を対象とした私塾「新潟静修学校」を開いたが、この学校に通ってくる生徒のなかに、自分が出席すると誰も面倒をみる者がいないといって幼い弟妹をつれてくる児童が少なからずおり、それらの幼い子どもたちが放課後まで待たされる様子を見るにみかねて妻のナカに別室でその幼い子どもたちの面倒をみさせるようになった。子どもの親たちも涙を流して喜び、その声を伝え聞いた貧しい寡婦や、妻に死に別れた父親、子どもに先立たれ孫を抱えた老人たちが行商に出るからとか工場に働きに行くからといって、つぎつぎに託児を頼みに来るようになったという⁽⁴³⁾。わが国で最初の貧困家庭の子女を対象とした幼稚園だとされる善隣幼稚園も、「長い夏の日、どぶの中で遊んだり、路地や母親の働いている製茶工場の倉庫の前にたむろしている子どもたちの群れに心痛めた」⁽⁴⁴⁾ 宣教師トムソン夫人 Thomson, G. によって始められたものである。このように親が生活を維持することに精一杯で、その子どもたちは実質的には放つたらかし状態に置かれるようなことは、少なくとも社会の下層においてはかなり一般的であつたようである。

(3) 現在の公的な子育て支援施策の性格と児童福祉のゆくえ

以上に見てきたように家族というシステムは、子どもを養育する機能の遂行において決して万全

ではなかった。家族の側の都合で子どもの養育をかなり早い時期に打ち切ってしまったたり、家族生活を維持するために子どもに生産への貢献を求めたりもしていたのである。さらに、間引きの慣行にみられるように新しく生まれてきた子どもを抹消する行動に出る場合すらあったわけである。そうした極端な行動に出ないまでも子どもはしばしば家族に養育を放棄され、捨てられもした。また、捨てられないまでもよく放ったらかしにされた。こうしてみると、さきにみた山根の「家族は育児という他の制度では代替できない機能をもつ機関」だという指摘も再考が必要ではないか、少なくとも、家族が子どもにとって最も望ましい養育環境を提供するものだということが神話にすぎないのではないかと疑問が生じる。勿論、家族が育児の機能をもつ機関だというのは家族の理念型としてそうであるとされるものである。現実の家族はこうした理念型からしばしば逸脱する。そうすると、これまで子どもが家族のなかで必ずしも十分に養育されていたわけではないことを指摘してきたが、そうだからといって家族が子どもの養育機関として不完全だということにはならず、子どもを十全に養育しない逸脱ケースも当然起こりうるものであり、そもそも家族の子育て機関としての完全性を疑問視すること自体が不適當な問題設定なのではないかといえないこともない。

だが、家族の子育て機関としての完全性の問題に関して、ここで注目したいのは、子どもの養育に関してわれわれが抱く家族に対する期待についてである。山田昌弘は、『従来の家族論では、家族そのものに問題があるという発想はきわめて稀で、家族問題の原因を、主に「社会環境」か「個人の努力不足」のせいにしてきた。これは、われわれのもつ常識の反映であることはいうまでもないが、そのために、家族問題に関する予定調和的な仮説が持ち込まれてしまった』点を問題視し、そうした家族に関する2種類の予定調和的な仮説を指摘する。ひとつは、社会的に機能を果たすことが個人の幸福につながる（「子どもを育てることが母親の幸福なんだ」）と個人の幸福を追求することが家族の社会的機能だ（「個人の幸せを保障することが家族の役割だ」）という「家族の社会的機能における不全と、個人の不満は連動する」というものである。そして、「このように家族を予定調和的に考える傾向こそが、近代人にとって家族の存在は自然だという思い込みの反映なのであり、家族への過剰期待の原因」だという。いまひとつについては、まず山田は、近代家族に課せられた機能を家族員相互の一定の生活水準の確保および労働力の再生産と（情緒的満足を得たり不満を処理する）家族員相互の感情マネージの2つに整理し、近代家族の問題性が、「そのアイデンティティ、つまり家族の家族たるゆえんが2種類の矛盾する性格から成り立っているところにある」点を指摘したうえで、「子どもを育てることが、親に人間的成長をもたらす」や「愛情があれば、家族は経済的に困難でもやっていける」の言説に表れているように、この矛盾する2つの機能のあいだに予定調和的な仮説が持ち込まれているという。そして、「労働力再生産を行うことと、感情マネージが一致するという見解は、事実と言うより、そうあるべきだという1つの規範、イデオロギー」なのであり、その背後に「家族は自然のものであり、完全な制度であるという思い込みが現実にも強く存在している」のだという⁽⁴⁵⁾。

山田の論議は、こうした予定調和的な仮説を持ち込むことが家族研究にとって妨げとなっている点を指摘しようとしたものではあるが、子どもの養育をめぐる公的な施策の展開の究明にあたって重要な含意をもとう。家族が自然なものであり、完全な制度だとのわれわれの思い込みが、家族が子どもを養育する機能を十全に果たすものだと強い期待を生じさせ、その結果、家族が子どもを養育しない、あるいはできないようなことが起きたときは、社会環境や個人の努力不足にその原

因が求められ、家族が子どもの養育機関として不完全である点に目を向けさせることを妨げ、したがって、そもそも子どもは不完全な養育機関のなかで育てられようとしているのだという、まさにそうした視点に立った子どもの養育問題への対応を図ることを困難にしているのである。それが、これまでの児童保護事業であり、児童福祉事業である。これらの事業のなかでは、子どもは本来、家族のなかで両親の手によって養育されるものだとの前提の下に、家族が何らかの理由でこの機能を十全に果たすことができないといった機能不全を起こしたときに、逸脱ケースへの対応として公的な対策が講じられてきたのである。要保護児童対策とは、まさにそうした性格をもった対策なのである。このことは、児童福祉法のなかで要保護児童が「保護者のない児童もしくは保護者に監護させることが不相当と認める児童」として位置づけられている点に端的に現れている。公的な特別の保護やサービスを必要とする子どもは、環境条件の不適切性だとか保護者の能力不足・努力不足といった個別的事情のために、なによりも家庭で両親の手によって十分な養育を受けられない子どもなのだと言われるようになるのである。

こうした子どもの養育問題に対する態度は、たとえば1960年代に社会的保育への要求が高まりをみせていた時期に、国の政策が逆に保育所設置の抑制策にあったことにも現れている。政府は1963年「児童福祉白書」を刊行し、「婦人労働による保育努力の欠如と、母性愛の喪失が子どもの危機をつくり出しているとし、家庭は人間形成の場であり、家庭における愛情にみちた母親による保育こそ」が重要であるとの認識に立って、「母親よ家庭に帰れ」との見解を示し、子どもの危機的状況へ対応するにあたって「家庭の再建」方針で臨む姿勢を示している⁽⁴⁶⁾。また、同年の中央児童福祉審議会の中間報告「保育問題をこう考える」で保育7原則が示されているが、その内容は、母親や両親の愛情に満ちた保育や保育責任を重視するものであった。こうした政策や見解のなかに、子どもは家族のなかで両親の手によって育てられるものだとの強い期待が込められているのを見い出すのはたやすいであろう。ところが、1960年代後半になると事態は一変する。1966年中央児童福祉審議会は厚生大臣に「児童福祉施策の推進に関する意見具申」をおこない、「保育所の絶対的な不足を解消するため、保育所を計画的に増設すること、および保母の確保を図ること」を勧告する⁽⁴⁷⁾。そして、政府は保育所の緊急整備計画を策定し、保育所不足の解消に着手する。そうした動きの背景には、労働力不足がますます深刻化するなかで経済成長政策を推進していくことへの配慮が影を落としている。たとえば、1965年の経済審議会の答申「中期経済計画」は、均衡のとれた経済社会の発展のために社会保障の充実が必要であることを強調し、保育所の増設と適正配置をその提言のひとつのなかに含めている⁽⁴⁸⁾。

このように、当時の経済成長政策の推進といった、いってみれば外圧が家庭保育の強調を断念させて、社会的保育の整備に向かわせたのである。そして、こうした保育行政における政策転換は家族による子どもの養育が完全ではないことを、結果的に認めることにつながるのである。子どもは家族のなかで両親の手によって養育されるものだとの強い期待が家族の子どもへの養育責任を過度に強調させてきた。そのために、保育所の需要が現実にも増大しても国は家庭保育重視の政策に固執した。その結果は、子どもの側からみれば決して望ましいものではなかった。さきに指摘してきたように、家族は子どもの養育機関として完全なものではないのだから、家族の子どもへの養育責任を過度に強調することは、子どもの福祉、ウェルビーイングの実現を図るうえでときに妨害的に作用する場合もあるのである。ところが、子どもは家族のなかで両親によって養育されるものだとの期待

が強すぎるために、こうした期待に搦め捕られている政策主体自体のなかには、養育機関として不完全な家族認識に到達する必然性を見出すことはできない。そのために外圧が必要なのである。保育問題に関しては、経済成長政策の推進という外圧が保育所増設への政策転換を促し、結果的に家族が子どもの養育機関として不完全であることを露にした。そして、いま、新たな外圧によって家族が完全な子育て機関ではないことがより一層露になろうとしている。

すなわち、現在、家族の養育機能の低下・脆弱化が児童問題を深刻化させているとの認識に立って、子育て支援施策の推進が強調されるようになってきている。けれども、もともと家族は子どもの養育機関として完全なわけではなく、したがって実際には家族の養育機能が低下・脆弱化し、そしてそのために児童問題が深刻化したのではなく、一方で児童問題に対する社会的関心が高くなってきた事情があり、そして他方で家族が必ずしも子どもを十全に養育しているわけではない、少なくとも家族のなかで子どもが望ましく養育されているわけではないことが社会的に可視的となってきたことによって、児童の養育問題が改めて国家の政策課題として重点的に取り組まれるようになったのである。「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」の報告書でも、「従来、児童の養育は専ら家庭の責任であり、国及び地方公共団体は、家庭の養育機能が欠けた場合にはじめて事後的に責任を負う形で対応されてきた」ことを認めたとうえで、「しかし……子育てに関しては、保護者（家庭）を中心としつつも、家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任をもって支援していくこと、言い換えれば、家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てをおこなっていくという視点が重要である」との画期的な見解が示されている⁽⁴⁹⁾。

こうした児童問題への社会的関心の増大の背景には、人口の高齢化と少子化の進展が影を落としている。すなわち、急速な人口の高齢化と同時進行で出生数が減少するなかで、子どもの相対的価値が高まり、そのことが児童の養育問題を焦眉の課題として浮かび上がらせたのだということができよう。高齢社会が到来しようとしていたなかで発表された合計特殊出生率1.57はまさに「ショック」であったわけである。国は漸く、児童の養育問題に本腰を入れるようになったとあってよいであろう。これまでは、児童福祉法第2条に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しながらも、上の「たくましい子ども……21プラン研究会」報告書が認めるように、児童の養育責任はもっぱら家族に対して強調されるだけで、国はその責任を引き受けること怠ってきた。だが、少子化の波はもはやそうした児童養育問題への国の消極的姿勢を許さないほど激しくなってきた。こうした児童養育問題への積極的な対応への政策転換が家族が子どもの養育機関として不完全であることを社会的に可視的にしたのである。なぜならば、こうした政策転換は、家族が子どもの養育機関として不完全であることを認めることに他ならないからである。ただ、それが「家族や地域社会の養育機能の低下や変質」と表現されているだけなのである。そうであるならば、いま進められている子育て支援施策は、家族が完全な子育て機関だとの思い込みを拭き去ったうえで展開されるようになったわけではないという点で、子どもの福祉の実現のための施策としては限界をもっているといわざるをえない。

以上、高齢社会の到来や近未来における超高齢社会への移行が予想されるなか、出生数の急激な減少という外圧が家族が子育て機関として不完全であることを暴露し、子どもの養育への社会的支援施策の推進を促すようになったことを指摘した。しかし、こうした子どもの養育への公的支援施

策の推進の背景には、子どもの権利をめぐる国際的動向の影響が深く関わっていることも見逃せない。わが国も1994年になって漸く「児童の権利に関する条約」に批准したが、子どもの養育問題への関心がこれだけ大きな盛り上がりを見せているのは、たんにわが国が同条約へ批准したという事実のためだけではない。それは、児童が、それまでおとな中心であった社会のなかで新たに権利主体として位置づけられようとしている、その点で児童福祉の理念もいま新たな展開をみせようとしているといえるのであるが、まさにそうした動きが子どもの養育問題をもそのなかに巻き込もうとしているところにある。いってみれば、子どもの側に立って、養育を受ける権利の保障の点検がおこなわれるようになったのである。もしそうであるならば、まさにいま推し進められようとしている子どもの養育への公的支援は、家族への過度の期待ゆえに歪められてきた子どもの養育問題への対応が、そうした家族が完全だと思い込んでしまうことに由来する桎梏からはじめて解き放たれ、子どもの福祉、ウェルビーイングの実現を目指す施策へと変貌を遂げようとするその現れであると評価することができよう。

注

- (1) 児童家庭福祉懇談会提言『あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして』1989年
- (2) 東京都児童福祉審議会意見具申「みんなで担う子ども家庭支援の地域づくりを」1995年
- (3) 「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」1993年
- (4) 中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告「少子化社会にふさわしい保育システムについて」1996年
- (5) 大溝茂「児童相談所」(ジュリスト増刊「福祉を創る」有斐閣1995年 269)
- (6) 大溝茂 同書 270
- (7) 厚生省(編)「厚生白書」(平成9年版)ぎょうせい
- (8) 厚生省(編)「厚生白書」(平成9年版)
- (9) 厚生統計協会「国民福祉の動向」1995年 128
- (10) 長谷川重夫「施設養護の問題」(別冊発達「子ども権利条約と児童の福祉」1992年 147-153)
- (11) 松原康雄「家庭養育問題と子ども」(濱野一郎・網野武博(編)「子どもと家族」中央法規出版 1995年 第11章 184)
- (12) 流石智子「母子家庭のかかえる問題」(孝橋正一・平田マキ(編)「現代の家庭福祉」ミネルヴァ書房 1989年 第6章 141)
- (13) 厚生統計協会「国民福祉の動向」1995年 148
- (14) 下夷美幸「養育費履行確保制度の設計」(「ジュリスト」No.1059 有斐閣 1995年 76-81)
- (15) 日本子どもを守る会(編)「子ども白書」1994年版 草土文化 29-30
- (16) 「現代のエスプリ」No.342 至文堂 1996年
- (17) 厚生省(編)「厚生白書」(平成8年版)ぎょうせい
- (18) 山根常男「家族と福祉の未来」(本村汎・高橋重宏(編)「家族と福祉の未来」全国社会福祉協議会 1987年所収 330)

- (19) 山田昌弘「近代家族のゆくえ」新曜社 1994年 22
- (20) 北本正章「子ども観の社会史」新曜社 1993年 76
- (21) M. アンダーソン「産業革命と世帯構造」(斎藤修(編)「家族と人口の歴史社会学」リポート 1988年 第V章)
- (22) 有地亨「日本の親子二百年」新潮社 1986年 19
- (23) 徳岡秀雄「庶民家族におけるしつけ」(森岡清美・山根常男(編)「家と現代家族」培風館 1976年 第4章 79)
- (24) 徳岡秀雄 同書 86
- (25) 北本正章 前掲書 74-75
- (26) 宮沢康人(編)「世界の子どもの歴史6 産業革命期」第一法規出版 1985年 159
- (27) 野本三吉「近代日本児童生活史序説」社会評論社 1995年
- (28) 野本三吉 同書 93
- (29) 岡田正章(編)「世界の幼児教育2 日本」日本ライブラリ 1983年 31
- (30) 日本保育学会「日本幼児保育史」第1巻 フレーベル館 1968年
- (31) 古川孝順「子どもの権利」有斐閣 1982年 37
- (32) 古川孝順 同書 38
- (33) 吉田久一「日本貧困史」川島書店 1993年
- (34) 木村尚三郎「家族の時代」新潮社 1985年 149
- (35) 吉田久一 前掲書
- (36) 新村拓「出産と生殖観の歴史」法政大学出版局 1996年 224
- (37) 木村尚三郎 前掲書
- (38) 木村尚三郎 同書
- (39) 木村尚三郎 同書 195
- (40) 吉田久一 前掲書 105
- (41) 吉田久一 同書 105
- (42) 吉田久一 同書 103
- (43) 日本保育学会「日本幼児保育史」第2巻 フレーベル館 1968年
- (44) 尖戸健夫「保育の森」あゆみ出版 1994年 66-67
- (45) 山田昌弘 前掲書 50-57
- (46) 浦辺史「日本の保育問題」ミネルヴァ書房 1971年 261
- (47) 古川孝順 前掲書 295
- (48) 東京大学社会科学研究所(編)「転換期の福祉国家」東京大学出版改 1989年
- (49) 「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」報告書 1993年

[1997年11月29日受理]